

事 務 連 絡
平成 29 年 10 月 13 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

「平成 29 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」の実施について（協力依頼）

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

この度、厚生労働省では、障害福祉サービス等従事者の処遇状況の把握及び平成 29 年度報酬改定において拡充した福祉・介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、報酬改定のための基礎資料を得ることを目的として、「平成 29 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」を実施することといたしました。

本調査は、全国の障害福祉サービス等施設・事業所（以下「事業所等」という。）の中から、約 12,000 か所を無作為に抽出した事業所等を調査対象とし、平成 29 年 10 月 13 日（金）に調査票を発送いたしました。

※ 調査対象の事業所等にのみ紙の調査票が発送されています。したがって、紙の調査票が届いていない事業所等は、調査対象外となりますので、ご注意ください。

各都道府県等障害保健福祉主管課（室）におかれましては、本調査の趣旨をご理解いただき、事業所等の皆様から本調査に対してより一層のご協力を得られるよう、

- ・ ホームページ等で本調査の周知及び回答協力依頼をしていただく
- ・ 貴管内の事業所等に対し、メール、通知等により回答協力依頼をしていただく（参考として、本調査の概要を送付いたします。）
- ・ 併せて、現在、政府全体の方針としてオンライン調査を推進していることから、回答に当たっては、インターネット経由による提出方法を積極的にご利用いただくよう周知いただく等、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、調査票の提出期限は、**平成 29 年 11 月 10 日（金）まで**となっております。

【調査票記入に関するお問合せ先】（調査対象施設・事業所用）

「平成 29 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」事務局

TEL：0120-802-763（フリーダイヤル）

※受付時間 平日 9：30～17：30（土・日・祝日を除く）

FAX：03-6250-1201

E-mail：jimukyoku@h29shogaishogu.jp

調査専用ホームページ：<http://h29shogaishogu.jp/>

【担当者】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

評価・基準係 北村、**青木**

TEL：03-5253-1111（内線：3036）

平成 29 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の概要

1. 調査目的

本調査は、障害福祉サービス等従事者の処遇状況の把握及び平成 29 年度報酬改定において拡充した福祉・介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、報酬改定のための基礎資料を得ることを目的として実施します。

2. 調査のスケジュール

平成 29 年 10 月上旬 調査票発送
11 月 10 日 (金) 調査票提出〆切り
平成 30 年 3 月末 調査結果公表

3. 調査対象

障害福祉サービス等を実施する全施設・事業所を対象としています。なお、調査対象のサービス区分は以下の通りです。

・ 居宅介護	・ 重度訪問介護
・ 同行援護	・ 行動援護
・ 療養介護	・ 生活介護
・ 短期入所	・ 重度障害者等包括支援
・ 共同生活援助（介護サービス包括型）	・ 共同生活援助（外部サービス利用型）
・ 施設入所支援	・ 自立訓練（機能訓練）
・ 自立訓練（生活訓練）	・ 就労移行支援
・ 就労継続支援 A 型	・ 就労継続支援 B 型
・ 計画相談支援	・ 地域相談支援
・ 福祉型障害児入所施設	・ 医療型障害児入所施設
・ 児童発達支援	・ 医療型児童発達支援
・ 放課後等デイサービス	・ 保育所等訪問支援
・ 障害児相談支援	

4. 調査客体

調査の対象となる施設・事業所について、全国で合わせて約 12,000 か所を、サービス種類、経営主体、地域等を考慮し、無作為に抽出して客体を選定しています。

5. 調査項目

- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算等の状況
- ・ 直近の報酬改定を受けた給与等の状況
- ・ 職員個人の処遇状況
- ・ 従事者の状況
- ・ 障害福祉サービス等の提供状況 等

6. 秘密の保持

本調査は統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「一般統計調査」であり、調査票の取扱い、秘密の保持には万全を期すとともに、ご記入いただきました内容は、本調査の目的以外には一切使用いたしません。

7. 調査票記入に関するお問合せ先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「平成 29 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」事務局

◇ TEL：0120-802-763（フリーダイヤル）

※受付時間 平日 9：30～17：30（土・日・祝日を除く）

◇ FAX：03-6250-1201

◇ E-mail：jimukyoku@h29shogaishogu.jp

◇ 調査専用ホームページ：<http://h29shogaishogu.jp/>

8 よくある質問

（問）調査票は全ての事業所等に届くのでしょうか。

（答）本調査は、全国の障害福祉サービス事業所等（約 96,000 か所）の中から、無作為に約 12,000 か所を抽出し、調査票を配布しております。そのため、今回、調査票が届かない事業所等もございますので、お手元に調査票が届いた事業所等におかれましては、ご協力いただきますようお願いいたします。

（問）地方公共団体や独立行政法人が設置している事業所等は回答不要でしょうか。

（答）本調査は、事業所等の経営主体に関わらず調査対象としております。

（問）福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の届出をしていない事業所等は回答不要でしょうか。

（答）本調査では、処遇改善加算に関する質問以外にも、職員の処遇状況等に関する質問もあり、処遇改善加算の届出をしていない事業所等も調査対象としております。

本調査は、障害福祉サービス等従事者の処遇状況の把握及び平成 29 年度報酬改定において拡充した福祉・介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、報酬改定のための基礎資料を得ることを目的として実施しております。本調査の意義をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

（問）調査票が届きましたが、回答は郵送で行うのでしょうか。

（答）本調査は、オンライン及び郵送の二通りの回答方法を用意しております。

なお、現在、政府全体でオンライン調査を推進していることから、インターネット経由による提出方法を積極的にご利用いただきますようお願いいたします。

オンラインで回答する場合は、特設サイトから調査票をダウンロードし、直接入

力をした後、調査票をアップロードしていただきます。

オンラインによる回答は、

- ・入力エラーの発見や修正が簡単にできる（提出後の修正も可能です。）
- ・いつでも提出ができる

などのメリットがありますので、是非ともご利用ください。